

## 久御山中央公園再整備検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 施設の老朽化や時代の変遷により、整備当初の目的であった住民の憩いの場や交流・賑わいの創出の場としての機能に課題が生じている久御山中央公園（以下「中央公園」という。）の再整備について有識者の意見を聴取するため、久御山中央公園再整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、中央公園の再整備について検討し、意見の提案を行う。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 行政に関し優れた識見を有する者
- (2) 子育てに関し識見を有する者
- (3) 公園施設等に関し優れた識見を有する者
- (4) 町内の農業者・産業界の関係者
- (5) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、前条に規定する意見の提案までとする。

### (委員長)

第4条 会議に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (意見の聴取)

第6条 委員長が会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

### (庶務)

第8条 会議の庶務は、都市整備部建設課において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

## 附則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

久御山中央公園再整備検討委員会 委員名簿

令和4年7月13日

氏名	備考	区分
武田 重昭	・大阪公立大学大学院 准教授 農学研究科 緑地環境科学専攻	第3条第2項第1号
山口 敬太	・京都大学大学院 准教授 地球環境学堂 資源循環学郎 都市基盤デザイン論	
内田 眞子	・まちづくりセンター整備検討委員会委員	第3条第2項第2号
豊田 美幸	・学校教育委員	
中林 彩子	・「まちのにわ構想」推進プロジェクト会議委員	
稲村 晃一	・社会教育委員	第3条第2項第3号
岡井 温宣	・久御山町スポーツ協会	
寺川 麻依子	・KUMIDAN（公園利活用団体）	
東 憲彦	・（株）セイワ工業 ・まちづくりセンター整備検討委員会委員	第3条第2項第4号
石川 潤	・（有）ポデール ・「まちのにわ構想」推進プロジェクト会議委員	
坂本 啓子	・高槻電器工業（株）	
村田 正己	・（株）村田農園 ・「まちのにわ構想」推進プロジェクト会議委員	
吉川 和孝	・吉川農園 ・「まちのにわ構想」推進プロジェクト会議委員	
中村 勝之	・まちづくりセンター整備検討委員会委員	

（区分毎50音順、敬称略）

久御山中央公園再整備検討委員会 事務局

令和4年7月13日

所属	役職	氏名
久御山町	副町長	中村 繁男
都市整備部	部長	松岡 治
建設課	課長	武田 隆弘
事業環境部	部長	岡本 裕史
産業・環境政策課	課長	本郷 和典
民生部	部長	高田 博和
福祉課	課長	清本 浩司
教育委員会	次長	田井 稔
生涯学習応援課	課長	森本 智代

事務局サポート体制

所属	役職	氏名
三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 政策研究事業本部	研究開発第2部長	本橋 直樹
日本工営都市空間(株) 空間デザイン部	部長	則竹 登志恵
ミユキデザイン一級建築事務所	代表取締役 クリエイティブディレクター	末永 三樹